

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年5月13日

岩手県立野外活動センター所長

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 岩手県立野外活動センター庁舎等清掃業務
- (2) 履行場所 岩手県陸前高田市広田町字大久保 124-1
- (3) 履行期間 令和3年6月5日～令和4年3月31日
- (4) 業務内容 施設の清掃業務

### 2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時  
令和3年5月31日（月曜） 午後1時30分
- (2) 場所  
岩手県陸前高田市広田町字大久保 124-1  
岩手県立野外活動センター 2階研修室

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 入札日現在で、令和2・3年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿のうち「清掃（庁舎）」において、登録を受けている者であること。
- (3) 入札日現在で、沿岸広域振興局及び県南広域振興局管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又2は第8号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 平成23年4月1日以降に、国又は地方公共団体の施設または学校等の教育関係施設において、本件委託業務と同種の契約を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止の措置を受けている者でないこと。

(9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

#### 4 入札保証金 免除

#### 5 入札参加手続等

(1) 入札参加希望者は、岩手県公式ホームページ(※)で配付する一般競争入札参加申請書（様式第1号）に、次の関係書類を添えて、令和3年5月21日（金曜）午後5時までに10に示す照会先に1部提出すること。

ア 契約実績届出書（様式第2号）

イ 資本関係・人的関係に関する届出書（様式第3号）

ウ アに記載した契約実績を確認できる書類（契約書、仕様書等の写し）

※岩手県公式ホームページアドレス

（[トップページ](#) > [県政情報](#) > [入札・コンペ・公募情報](#) > [その他入札情報](#)）

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>

(2) 申請書及び関係書類等を審査し、入札参加資格を有すると認めた者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果については一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和3年5月27日（木曜）までに入札参加希望者にファクスにより通知する。

(3) 提出された申請書等は返却しない。

#### 6 入札説明書の配付

入札説明書は、岩手県公式ホームページで配付する。

#### 7 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、書面（様式任意。ファクスによる提出可）により令和3年5月18日（火曜）正午までに、10に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和3年5月19日（水曜）午後5時までにファクスにより送信する。

## 8 入札の方法

- (1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送やファクス等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、一般競争入札説明書によること。

## 9 その他

- (1) 入札参加申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。
- (2) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合は、参加資格を認めないことがある。
- (3) 契約書の作成を要する。
- (4) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (5) その他入札の詳細については一般競争入札説明書に示すとおりとする。

## 10 照会先

岩手県立野外活動センター

〒029-2208 岩手県陸前高田市広田町字大久保 124-1

電話 0192-22-9800 F A X 0192-22-9810